

独立行政法人国立文化財機構施設の長の就業に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日

国立文化財機構規程第 36 号

(目的)

第 1 条 この規則は、施設の長（役員である者を除く。以下同じ）の採用、給与その他就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(就業規則の適用)

第 2 条 施設の長の就業に関する事項は、次条以下に定めるところによるほかは、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）その他関係規則の規定を適用する。

2 施設の長に対する就業規則その他関係規則の適用にあたっては、「職員」とあるのは「施設の長」と読み替えて適用するものとする。

(就業規則の適用除外)

第 3 条 就業規則第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 18 条及び 20 条の規定は、施設の長には適用しないものとする。

(給与規程の適用除外)

第 4 条 独立行政法人国立文化財機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 10 条から第 18 条まで、第 21 条、第 22 条、第 25 条から第 32 条までの規定は、施設の長には適用しないものとする。

(勤務時間、休暇等規程の適用除外)

第 5 条 独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間、休暇等規程第 2 章から第 5 章（第 2 章第 7 条第 4 項は除く。）までの規定は、施設の長には適用しないものとする。

(管理監督者)

第 6 条 施設の長は、労働基準法第 41 条第 2 号に定める管理監督者に該当するものとする。

(採用)

第 7 条 施設の長は、任期を定めて採用するものとする。

(任期)

第 8 条 前条に規定する任期は、4 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 (削除)

(給与)

第 9 条 施設の長に支給する給与の種類は、次のとおりとし、この規則で定めるものを除き、給与の計算期間、支給日その他支給に関し必要な事項は、給与規程による。

(1) 基本給

- (2) 地域手当
- (3) 通勤手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 期末手当
- (6) 勤勉手当

第 10 条 前条第 1 号の基本給は、716,000 円から 908,000 円までの範囲内で理事長が決定する。ただし、当該額には給与規程に規定する管理職手当を含むものとする。

(期末手当)

第 11 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条及び第 12 条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する施設の長に対して、それぞれ給与規程第 4 条第 3 項で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職（死亡を含む。以下この条及び第 12 条において同じ。）し、解雇された施設の長についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条及び第 12 条において同じ。）において施設の長が受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）並びに基本給に 100 分の 25 を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額。）を基礎として、6 月期にあつては 100 分の 65 を、12 月期にあつては 100 分の 67.5 を乗じて得た額に、基準日 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表 1 に定める割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給停止及び一時差止処分その他期末手当の支給に関し必要な事項は、職員に対する期末手当の例に準じて理事長が決定する。

(勤勉手当)

第 12 条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する施設の長に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、若しくは就業規則第 21 条第 1 項（第 3 号除く。）及び第 2 項第 1 号に該当して解雇され、又は死亡した施設の長についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の施設の長が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の別表 2 の勤務期間の区分に応じた割合及び勤務成績に応じて別表 3 に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の施設の長の勤勉手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 105、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5 を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

3 勤勉手当の支給停止及び一時差止処分その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、職

員に対する勤勉手当の例に準じて理事長が決定する。

(退職手当)

第 13 条 施設の長が退職等した場合の退職手当については、独立行政法人国立文化財機構職員退職手当規程別表（第 10 条関係）ロの区分の適用は、第 2 号区分とする。

(雑則)

第 14 条 この規則は、常時勤務することを要する施設の長に適用するものとし、常時勤務することを要しない施設の長を置く場合にあっては、別に理事長が定める。

2 アジア太平洋無形文化遺産研究センターの施設の長の就業については、別に定める規程による。

(実施に関し必要な事項)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、理事長がそのつど定める。

別表 1（第 11 条関係） 在職期間割合

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

別表 2（第 12 条関係） 勤勉手当の期間率

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100 分の 95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100 分の 90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100 分の 80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100 分の 70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100 分の 60

3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100 分の 50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100 分の 40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100 分の 30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100 分の 20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 箇月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零

別表 3（第 12 条関係） 勤勉手当の成績率

6 月

成 績 区 分	成 績 率
優 秀	100 分の 210 以下 100 分の 112.5 以上
良 好（標 準）	100 分の 99
良 好 で な い	100 分の 90.5 未満

12 月

成 績 区 分	成 績 率
優 秀	100 分の 215 以下 100 分の 115 以上
良 好（標 準）	100 分の 101.5
良 好 で な い	100 分の 93 未満

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(任期に関する特例)

- 2 この規則の施行の日において、現に施設の長ではない施設の長の任期については、第 8 条の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 18 日に改正、同日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 19 年 12 月 13 日に改正、同日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日における地域手当に関する特例)

- 2 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日における施設の長の地域手当の支給割合は、本規程第 9 条にかかわらず、次のとおりとする。

東京都台東区に在勤する施設の長にあつては 14%

京都府京都市に在勤する施設の長にあつては 10%

奈良県奈良市に在勤する施設の長にあつては 5%

福岡県太宰府市に在勤する施設の長にあつては 2%

附 則

この規則は、平成 21 年 3 月 27 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 5 月 29 日に改正し、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

(平成 21 年 6 月期における期末手当の支給割合に関する特例)

- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 11 条第 2 項の適用については、同項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」とする。

(平成 21 年 6 月期における勤勉手当の支給割合に関する特例)

- 3 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当に関する第 12 条第 2 項の適用については、同項中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 75」とする。

(平成 21 年 6 月期における勤勉手当の成績率に関する特例)

- 4 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当に関する第 12 条第 2 項別表 3 の適用については、同表中「100 分の 170 以下 100 分の 92 以上」とあるのは「100 分の 150 以下 100 分の 80.5 以上」と、「100 分の 80」とあるのは「100 分の 70」と、「100 分の 80 未満」とあるのは「100 分の 70 未満」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 12 月 1 日に改正し、同日から施行する。

(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、本規程第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日において役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は基本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成 22 年 1 月 22 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 11 日に改正、同日から施行し、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 14 日に改正、同日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、本規程第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日において役員が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は基本給を支給されなかった期間がある役員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成 23 年 3 月 4 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 3 月 23 日に改正、同日から施行し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

(平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、本規程第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日において施設の長が受けるべき基本給、地域手当及び単身赴任手当の月額合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は基本給を支給されなかった期間がある施設の長にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 23 年 6 月及び平成 23 年 12 月に支給されたそれぞれの期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 3 月 23 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(特例期間)

- 2 施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、（以下「特例期間」という。）においては、第 4 条に掲げる基本給の支給にあたっては、基本給から、基本給に、100 分の 9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減額する。
 - (1) 地域手当 当該施設の長の基本給月額に対する地域手当の月額に当該施設の長の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 期末手当 当該施設の長が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (3) 勤勉手当 当該施設の長が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 4 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成 26 年 11 月 28 日に改正し、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 3 月 20 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日から引き続き施設の長である者で、当該施設の長として受ける基本給が同日において受けていた基本給に達しないこととなる者には、任期に係る期間の末日までの間、同日において受けていた基本給を支給する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 10 日に改正、同日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 12 条第 2 項別表 3 の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 3 月 25 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 2 日に改正、同日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 3 月 24 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 19 日に改正、同日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 6 日に改正、同日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 2 月 1 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 12 月 6 日に改正し、同日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 2 年 12 月 8 日に改正、同日から施行し、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 3 年 12 月 9 日に改正、同日から施行し、令和 3 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 6 月 22 日に改正、同日から施行し、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、当該規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）という。）から令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、 67.5 分の 10 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」（1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は支給しない。

附 則

この規則は、令和 4 年 12 月 8 日に改正、同日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 12 月 7 日に改正、同日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 5 日に改正、同日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 17 日に改正、同日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。